官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　一
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（厚生労働三二五）　三
〔法規的告示〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、公示送達関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　吉
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六七
会社その他
会社決算公告　三三

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第八条第一項、第九条第一項、第十条及び第十一条第一項、第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条及び第三十一条の二第三項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第六十一条第二項、第七十五条並びに第二十一条の二において読み替えて準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号（不動産特定共同事業法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（提出すべき書類の部数） **第九条**　法第三条第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の許可を受けようとする者が法第五条及び前条第二項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、正本一部及び写し一部とする。	（提出すべき書類の部数） **第九条**　法第三条第一項の規定により主務大臣又は都道府県知事の許可を受けようとする者が法第五条及び前条第二項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、正本一部及びその写し四部とする。
（廃業等の届出） **第十七条**　（略） 2　前項の規定により提出すべき廃業等届出書の部数は、正本一部及び写し一部とする。	（廃業等の届出） **第十七条**　（略） 2　前項の規定により提出すべき廃業等届出書の部数は、正本一部及びその写し四部とする。
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第四十条**　法第二十一条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号に規定する主務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 一～四　（略）	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第四十条**　法第二十一条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号に規定する主務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 一～四　（略）